平成２７年（フ）第５５号
愛媛県松山市森松町922番地６
債務者　福田　　香
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
愛媛県松山市小坂３丁目５番21号　辰巳コーポ302号
債務者　記藤　桂一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６３号
愛媛県松山市緑町２丁目９番地10　ハイツ雄峰505号
債務者　菊池　咲子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３４号
愛媛県西条市国安300番地１、前住所愛媛県西条市壬生川555番地10
債務者　窪田　高房
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１５号
福岡県田川市大字伊田3481番地　アプリコットハイツ県立大前206号、前住所福岡県田川郡福智町金田851番地　町営堀川団地52－１棟311号
債務者　島本絵利加
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６１号
佐賀市鍋島４丁目７番20号　ドリームハイツヨコオ102号
債務者　田代　和子（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
佐賀市大和町大字久池井1528番地41
債務者　矢野　佳子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
佐賀市天祐団地11番26号　県営天祐団地
債務者　宮城みち代
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４号
大分市賀来南２丁目５番34－305号　三洋コーポ№５
債務者　安部　　薫
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７６号
大分市大字葛木1109番地の１
債務者　渡邊恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
大分市大字三芳2016番地の４
債務者　盛本　敏子（旧姓深野）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０２号
大分市賀来北１丁目１番60－202号　コーポＮａｋａｉ
債務者　山本はる子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7125番地
債務者　荒川　則行（旧姓圖師）
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７６号
宮崎市丸島町４番３号　第６シャトーモリオカ212号
債務者　前田　加代
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７７号
宮崎市清水２丁目６－41　ラフォーレ清水701、住民票上の住所宮崎県延岡市大貫町６丁目28番地15
債務者　山田　政彦
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７８号
宮崎市橘通東１丁目３番25号　プレミスト橘公園通り303号
債務者　野中　　治
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８２号
宮崎市霧島３丁目46番地１　園田アパート304号
債務者　日越　信康
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
宮崎地方裁判所破産係